

教育・保育給付認定申請書(☑新規・□)

(施設型給付費・地域型保育給付費等)

①利用を希望する期間・利用を希望する施設(事業者)名

「利用を希望する期間」には、施設(事業者)の利用を希望する期間を記入するか、就学前までに○をしてください。

市記載欄	変更事由		変更期間(年 月 日まで)						
	⇒ 標準・短 標準・短	入力欄	保育必要量	希望事由	保育料(変更後)	期間延長	支給認定証	承諾書・変更通知書	チェック
			標準・短	就労・求職 育休・()	円	延縮			

②世帯の状況 ・同居親族等(単身赴任の場合や住民票で別世帯の方を含む)の全員について、記入してください。
・保護者が保育する児童については、別居の場合も記入し、欄に「別居」と記入してください。

区分	名前	申請する児童との続柄	生年月日	令和7年4月1日現在の年齢	勤務先・学校
保護者	フリガナ マツサカ タロウ 松阪 太郎	父	S 59年 5月 9日	40 歳	〇〇株式会社
			個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2		
保護者	フリガナ マツサカ カズコ 松阪 和子	母	1988年 1月 5日	37 歳	〇〇市役所
			個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2		
その他の家族(申込児童以外)	フリガナ マツサカ ゲンキ 松阪 元気	兄	H 25年 9月10日	11 歳	〇〇小学校6年生
	フリガナ マツサカ タクオ 松阪 竹男	祖父	S 27年 9月 1日	72 歳	農業
	フリガナ マツサカ ウメ 松阪 梅	祖母	1957年 1月 1日	68 歳	無職
	フリガナ マツサカ スズコ 松阪 鈴子	おば	1986年 2月 2日	39 歳	〇〇株式会社
	フリガナ		年 月 日	歳	
	フリガナ		年 月 日	歳	

(別居の祖父母の状況) ※同一住所の祖父母については、上の表に記入してください。

	不存在の場合☐	名前	就労状況等	現住所・電話番号(市区町村まで)
父	祖 父 ☐			住 所 電話番号
方	祖 母 ☐			住 所 電話番号
母	祖 父 ☐	三重 松男	自営業	住 所 松阪市 電話番号 0598-〇〇-△△△△
方	祖 母 ☐	三重 はな	パート	住 所 同 上 電話番号

③保育料、または副食費等の計算に必要な項目

※1世帯員の障がいの有無	□有 ☑無	※1世帯員の障がいの有無について、保護者又は保護者と同じの世帯に属する方が、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者に該当する場合は、有に☑してください。ただし、施設等に入所していない在宅の方に限ります。有に☑した場合、手帳や証書のコピーと一緒に添付してください。
ひとり親家庭	※2□はい ☑いいえ ※3□離婚調停中	※2申込時点で市外に住民票がある方などで、ひとり親であることが確認できない場合は必要書類を求める場合があります。 【必要書類:児童扶養手当証書等のひとり親であることを証明する書類】 ※3ひとり親家庭には該当しません。 【必要書類:事件係属証明書等の離婚調停中であることを証明する書類】

- 幼稚園(認定こども園の1号認定)の認定申請の場合、新規申請・変更申請ともに記入が必要な部分はここまでで終わりです。
- 保育園等の認定申請の場合、新規申請・変更申請ともに右ページへも記入が必要です。

④保育の利用を必要とする理由等

※『④保育の利用を必要とする理由等』に応じた所定様式を、必ず本申請書と同時に提出ください。

【注】就労証明書等の添付書類の発行日の有効日付は、申請書を提出する月及びその前月です。

保育の利用を必要とする理由	1 就労(家庭外)・・・家庭の外で仕事をしているため。 2 就労(家庭内)・・・家庭で児童と離れて、日常の家事以外の仕事をしているため。 3 妊娠・出産・・・出産前後(令和 年 月 日出産または出産予定)のため。 4 育児休業・・・育児休業中(令和 年 月 日復帰予定)で、現在児童が保育園等を利用しているため。 父 【 】 母 【 】 5 疾病・障がい・・・病気にかかったり、負傷したり、又は心身に障がいがあるため。 6 介護・看護・・・児童の同居親族に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて、保護者がいつもその介護・看護にあたっているため。 7 災害復旧・・・保護者が災害(火災、風水害、震災等)の復旧にあたっているため。 8 求職活動・・・求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っているため。 9 就学・・・学校等に就学中、または職業訓練を受けているため(令和 年 月 日までの予定)。 10 虐待やDVのおそれがあるため。(※別途、証明が必要となります。詳しくは、市役所こども未来課または各地域振興局地域住民課の担当までご確認ください。) 11 その他 ※1～10に類する状態として市長が認める理由 ()	
希望する利用曜日・利用時間	保育標準時間	保育短時間
	【午前7時(または午前7時30分)から午後6時】	【午前8時30分から午後4時30分まで】
※上記の内、いずれか希望する利用時間に○をつけてください。		

『就労』理由で保育短時間に該当するが、通勤時間が長い等の理由があり、保育標準時間を希望する方については、別途申し書により申し出てください。

＊ 教育・保育給付認定申請の注意事項 ＊ 1.入園申込をされる場合は、「令和7年度入園案内」を必ずご覧ください。 施設の見学については、各幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業施設へ直接連絡してください。 2.入園申込をされる場合は、申込受付期間内に提出してください。 必要事項の記入もれや書類が不足している場合、入園調整できない場合があります。 3.太線の枠内に、黒ボールペンではっきりと記入し、消せるボールペン、鉛筆は使用しないでください。 WEBで入力し、印刷した場合はそのままお使いいただけます。 4.申請書や添付書類に記入された内容が変わった場合は、速やかに連絡ください。記入された内容について、事実と異なる、または虚偽がある場合、教育・保育給付認定を取り消す場合があります(入園資格を失います)。 5.変更申請された認定の内容については翌月から変更します。 それに伴う保育量(保育標準時間・保育短時間)や保育料等についても翌月から変更となります。 6.保育園・認定こども園・小規模保育事業施設については年1回以上の現況届の提出が必要になります。 例年6月～7月頃に、在籍されている園を通じて、保育を必要とする理由の確認を行っています。 7.認定こども園に在園している場合、1号認定と2号認定との切り替えが可能です。 同一園の場合と異なる園の場合で手続きが異なりますので、手続きをされる前にご相談ください。
